

令和3年8月18日

福岡市政担当記者 各位

福岡市こども未来局
福岡市保健福祉局

令和3年8月11日からの大雨による被災者支援について ＜母子保健サービス提供、相談窓口設置、予防接種実施＞

令和3年8月11日からの大雨による災害で被災され、福岡市に避難されている方を対象に、以下のとおり支援を実施します。

1 乳幼児健康診査等

災害救助法の適用を受けた地域から福岡市に避難されてきた妊婦や乳幼児を対象に、以下のとおり福岡市の住民の方と同様のサービスを提供します。

(1) 母子健康手帳

避難元の自治体から交付された母子健康手帳を持参されていない方などから申出があった場合、福岡市母子健康手帳を交付します。

(2) 妊婦健康診査

避難元の自治体から交付された妊婦健康診査の助成券を持参されていない方などから申し出があった場合、福岡市妊婦健康診査助成券を交付します。

(3) 乳幼児健康診査（3歳児健診）

保健福祉センター等で実施している3歳児健診について、保護者等から申出があった場合、健康診査を実施します（無料で受診できます）。

(4) 乳幼児健康診査（4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診）

指定医療機関で実施している4か月児健診等について、保護者等から申出があった場合、受診券を交付します（受診券を医療機関に持参した場合、無料で受診できます）。

(5) 申請窓口

避難して居住している区の保健福祉センター健康課

※平日の開庁時間での対応になります。

2 子どもの心のケアに関する相談

大雨被害にあった子どもの心のケアに関する相談対応を行っています。

(1) 相談窓口 福岡市こども総合相談センター（えがお館）

(2) 相談電話番号 092-833-3000

(3) 受付時間 24時間対応しています。

3 予防接種

福岡市内に避難されている被災者が予防接種（小児及び高齢者の定期予防接種）の機会を失うことがないように福岡市の公費負担により実施いたします。

(1) 対象者

予防接種法に基づく定期の予防接種の対象者で、令和3年8月11日からの大雨による災害のために居住地である市町村（災害救助法適用地域）において予防接種を受けることが困難な福岡市への避難者

※福岡県内の市町村からの避難者は、従来より福岡県定期予防接種広域化により予防接種を受けることができます。

(2) 予防接種の種類等

対象	種類	費用
小児	四種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、口タ、子宮頸がん	無料
高齢者	肺炎球菌	4,200円

※全ての定期予防接種は接種年齢が決まっています。

ご不明な場合は、保健予防課又は各区保健福祉センター健康課にお問い合わせください。

(3) 接種場所

福岡市が指定する実施医療機関

※実施医療機関については、小児の場合は「子どもの予防接種」、高齢者の場合は「高齢者の肺炎球菌予防接種」をキーワードとして市のホームページ内で検索してください。

(4) 実施期間

令和3年8月12日以降の定期予防接種分から当分の間

※原則、月曜日から金曜日に実施（医療機関によっては一部異なります。）

(5) 接種の方法

- ① 実施医療機関に事前に電話連絡の上、希望する予防接種を伝え、接種日を予約。
- ② 予約日に実施医療機関にて、氏名、生年月日、住所（滞在中の住所と被災地住所）等を申し出、問診を受け、接種を受ける。

※可能な範囲で母子健康手帳・健康保険証等を持参ください。

【お問い合わせ先】

- 「1 乳幼児健康診査等」に関すること
こども未来局こども発達支援課 担当：吉田
TEL：711-4174（内線 1747） FAX：733-5534
- 「2 子どもの心のケアに関する相談」に関すること
こども未来局こども総合相談センター調整課 担当：水町
TEL：707-7572 FAX：832-7830
- 「3 予防接種」に関すること
保健福祉局健康医療部保健予防課 担当：竹下
TEL：711-4268（内線 2060） FAX：733-5535